

返戻金制度について

入社後 6 ヶ月以内に、紹介した人材が自己都合により退職した場合に限り、以下の基準に基づき紹介手数料の一部を返還いたします。

※企業都合による退職（解雇、配置転換、労働条件変更等）は対象外とします。

返戻金額

- ◆入社後 1 か月以内に退職……………紹介手数料の 100%
- ◆入社後 3 か月以内に退職……………紹介手数料の 50%
- ◆入社後 6 か月以内に退職……………紹介手数料の 25%

※入社日を起算日とし、退職日までの期間で判断します。

本規定は、職業安定法に基づき、事前に明示される返戻金制度として定めるものです。

本規定に定めのない事項については、双方協議のうえ誠意をもって解決するものとします。

GSE 協同組合

許可番号：22-ユ-300948